

四国中央市人権施策推進協議会規則

平成16年12月24日

規則第177号

(趣旨)

第1条 この規則は、四国中央市人権尊重のまちづくり条例(平成16年四国中央市条例第191号)第5条の規定に基づき、四国中央市人権施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、人権意識の高揚並びに人権擁護に関する施策等重要な事項について協議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市職員
- (2) 市議会議員
- (3) 関係機関及び公共的団体の代表者
- (4) 公募による者

(平21規則35・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議長は、会長がこれにあたる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、人権施策推進担当課において処理する。

(平21規則6・一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月26日規則第6号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月21日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。